

北海道公立大学法人札幌医科大学
「年度計画」

平成26年度

北海道公立大学法人札幌医科大学

目次

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置	1
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	3
(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置	4
2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置	4
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	5
3 附属病院に関する目標を達成するための措置	
(1) 診療に関する目標を達成するための措置	5
(2) 臨床教育に関する目標を達成するための措置	5
(3) 運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	6
4 社会貢献に関する目標を達成するための措置	
(1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置	6
(2) 産学・地域連携に関する目標を達成するための措置	8
(3) 国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置	8
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1 運営に関する目標を達成するための措置	8
2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置	9
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1 財務に関する基本的な目標を達成するための措置	9
2 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	9
3 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置	10
4 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	10
第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	10
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	10
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	11
2 安全管理その他の業務運営に関する目標を達成するための措置	11
第6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	12
第7 短期借入金の限度額	12
第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	12
第9 剰余金の使途	12
第10 その他	
1 施設及び設備に関する計画	12
2 人事に関する計画	12
3 積立金の使途	12
(別紙) 予算	13
収支計画	14
資金計画	15
(用語説明)	16

※第1～第5までの各計画の末尾の番号は、全体の通し番号

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者の受入に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

(ア) 医学部の入試形態（選抜方法）による学生特性を分析し、課題を整理する。[No. 1]

(イ) 出前講義や進学相談会等の入試広報のあり方について改善を行う。[No. 2]

(ウ) オープンキャンパス、一日札幌医大生体験の評価について、アンケート調査等を実施し、課題を整理する。[No. 3]

イ 大学院課程

(ア) 初期臨床研修2年目からの大学院進学を促すため、初期臨床研修医へ「研修医コース」の周知を図る。[No. 4]

(イ) 後期臨床研修医等の大学院進学を促すために、附属病院臨床研修センターと連携し、本学卒業生を含めた臨床研修医や診療医を対象とした大学院進学説明会を開催する。[No. 5]

(ウ) 保健医療学研究科において、パンフレットやホームページによる入試広報活動の充実を図るとともに、進学相談や説明会の開催を通じて、学生募集に資する最新情報の提供を行う。[No. 6]

ウ 専攻科課程

(ア) ワーキンググループにおいて、助産学専攻科の選抜方法や入試方法の改善策を検討し、平成27年度入試（平成28年度入学者選抜）からの新たな選抜方法の導入に向け、方向性を示す。[No. 7]

(イ) リーフレットの内容の見直しやホームページ等の広報用媒体の充実を図るとともに、道内の看護系大学、医療機関、本学卒業生へリーフレットの送付や進学相談等を実施し、最新の入試情報を提供する。[No. 8]

(2) 教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

(ア) 平成25年度に引き続き「表現論」を両学部合同授業として開講するとともに、学習内容のうち「コミュニケーション力の育成と問題解決能力の向上」等に関する授業については、学部別を実施する。[No. 9]

- (イ) 医学部において、平成26年度入学者を対象とした医学部カリキュラムの準備教育科目と教養教育科目を開講する。[No.10]
- (ウ) 医学部において、平成26年度入学者を対象としたカリキュラムで段階的に再編する医学概論・医療総論の1年次科目「医学概論・医療総論1」を開講する。なお、2年次以降の科目については、継続して検討し、方向性を示す。[No.11]
- (エ) 「地域医療合同セミナーⅢ」の実習について、平成25年度に実施した内容を検証し、更なる改善に向けた具体的な取組を実施する。[No.12]
- (オ) 医学部において、学生の研究に対するモチベーション向上を養うための科目「医学入門セミナー」を改編する。また、平成26年度入学者を対象とした医学部カリキュラムの3年次科目「研究室（基礎）配属」の教育内容を改善するための検討を行い、平成28年度の改編に向けて方向性を示す。[No.13]
- (カ) 医学部において、低学年の学習に対する姿勢（問題解決能力）を高めるための科目「新入生チュートリアル（平成26年度新規）」を開講する。[No.14]
- (キ) 医学部において、「CPC・病理示説」の講義内容や方法等の見直しを検討し、方向性を示す。[No.15]
- (ク) 医学部において、新規に導入される医学教育認証制度の評価基準に対応できるよう、臨床実習72週化に向けた新カリキュラムを第1学年に導入するとともに、診療参加型臨床実習の充実に向けた検討を行ない、課題を整理する。[No.16]
- (ケ) 保健医療学部において、新たな学習内容として、3学科の学生が医療機関において他職種体験実習を実施する「保健医療総論3」を開講するとともに検証を行う。さらに、平成27年度に開講予定の「保健医療総論4」のプログラムを立案する。[No.17]
- (コ) 保健医療学部においてボランティア活動を推進するため、学習要項を作成するとともに、ボランティア推奨施設を選定するなど、新たに整備した体制において「自主課題研究」を開講する。[No.18]
- (サ) 保健医療学部において、道内各地域の保健・医療・福祉・行政等で活躍する専門職による「保健医療セミナー」の開催について検討し、方向性を示す。[No.19]
- (シ) 保健医療学部において、実習教育に係る学習環境・指導体制の充実を図ることを目的に、「臨床教授制度」を導入する。さらに、各学科においては、カリキュラム及び実習内容の変更に応じて、臨床実習要項及び臨床教育指導要項を見直すとともに、新カリキュラムに対応した臨床実習指導者会議を開催し実習施設との連携を強化する。[No.20]

(ス) 新カリキュラムにおける技術到達度評価について、看護学科は「看護技術セミナー」、理学療法学科は「理学療法治療学」、作業療法学科は「作業療法臨床実践法」において、平成25年度に実施した検証結果に基づき、実践力強化を図る。[No.21]

(セ) 保健医療学部において、新しく策定した「卒業研究における倫理指針」の運用を開始する。また、各学科においては、平成27年度に開講する新カリキュラムの卒業研究について、研究プロセスの習得及び卒業論文の作成を目標とした卒業研究実施要項を策定する。[No.22]

(ソ) 保健医療学部において、新カリキュラムの卒業研究を対象とした表彰制度を検討し、方向性を示す。[No.23]

イ 大学院課程

(ア) 医学研究科において、TA及びRAの補助のあり方を見直すため、他大学の運営方法の調査等を行い、方向性を示す。[No.24]

(イ) 医学研究科において、現行の臨床医学研究コース及び医科学研究コースのあり方を検証するため、大学院生の修了後の動向調査を継続する。[No.25]

(ウ) 保健医療学研究科における論文指導体制の充実を図る。[No.26]

ウ 専攻科課程

平成24年度に策定したカリキュラムについて、学生による授業評価アンケートの実施、実習施設や実習指導員からの意見聴取等により、カリキュラム再編や助産学実習の見直しに向けて検討し、方向性を示す。[No.27]

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(ア) 効果的な教育プログラム構築に向けた取組を推進する体制として、「医療人育成推進検討委員会」を設置する。[No.28]

(イ) 教員の資質及び教育能力の向上に繋がるFDセミナーを企画し、実施する。[No.29]

(ウ) スキルラボ（臨床技能教育実習施設）の常時開放トライアルを実施し、運用体制の課題について検討を行い、方向性を示す。[No.30]

(エ) 臨床教員向けにFDを実施し、実践的能力のある医師を養成できる指導教員を育成する。[No.31]

(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置

- (ア) 保健医療学部において、「保健医療学部表彰制度運営要綱」に基づいた新たな表彰制度を実施する。[No.32]
- (イ) 平成24年度に作成した冊子「札幌医科大学 北海道の医療を担う医師育成プログラム～専門医・研究医になるために～」を活用し、学生の学習に対するモチベーションの向上を図るとともに、掲載内容の見直しを行う。[No.33]
- (ウ) 平成25年度に決定した担当組織において、学生担当教員やアドバイザー、カウンセラーに寄せられたニーズを把握し、課題を整理する。[No.34]
- (エ) 学生サポートシステムの学外からの利用を開始するとともに、学生サポートシステムの運用を管理する学内組織を設置する。[No.35]
- (オ) 保健医療学部において、新たに策定した「学生担当教員制度に関する申し合わせ」に基づき学生支援を充実させるとともに、学生担当教員による支援内容について学生への周知徹底を図る。[No.36]

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置

- (ア) 平成25年度に学内ホームページで情報共有した細胞株の他に、学内で利用可能な研究マテリアルの洗い出しを行う。[No.37]
- (イ) 研究者の展示会等への出席により異分野の研究者との交流を図るとともに、より効果的な交流手段について検討し、方向性を示す。[No.38]
- (ウ) がんワクチンに係る治験を継続して実施する。[No.39]
- (エ) 脳梗塞及び脊髄損傷再生医療に係る治験を継続して実施する。[No.40]
- (オ) 学内ホームページの活用により、研究情報の共有化を行い、公表内容の更新を図る。[No.41]
- (カ) 同一もしくは関連するテーマで研究している講座間の合同研究発表会を平成25年度に継続して実施し、大学院生の参加も促すために大学院の共通講義に認定する。[No.42]
- (キ) 大学院生優秀学位論文表彰制度の検証を継続するとともに、若手研究者の最優秀論文賞創設に向けて、審査基準や表彰方法・時期等を検討し、方向性を示す。[No.43]

(ク) 著名な研究者による講演会の開催について、講演者の選考方法や開催時期を検討し、方向性を示す。[No.44]

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(ア) 事務局における研究支援機能の検証を継続して行うとともに、他大学における研究支援体制の調査結果に基づき、課題を整理する。[No.45]

(イ) 若手研究者等に対する科研費申請書作成レクチャー等の開催を継続するとともに、他大学等の研究支援の調査結果に基づき、課題を整理する。[No.46]

3 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 診療に関する目標を達成するための措置

(ア) ハイブリッド手術室を活用した高度専門医療技術の提供を推進する。[No.47]

(イ) 手術支援ロボットを用いた最先端医療の提供について、診療科の拡充を推進する。
[No.48]

(ウ) 臨床研究・治験をはじめ、神経再生医療の充実・推進に取り組む。[No.49]

(エ) 拠点病院としての中核的な役割を果たすため、がん、肝疾患、エイズ等の専門医療の充実に取り組む。[No.50]

(オ) 病院機能評価の認定更新に向け、公益財団法人日本医療機能評価機構の審査を受審する。[No.51]

(カ) 患者アンケートや相談等に基づき、患者サービスの充実や環境改善に取り組む。
[No.52]

(キ) 患者ニーズを踏まえた病院施設改修等環境改善に向け取り組む。[No.53]

(ク) 医療安全管理体制の充実に向け継続して取り組む。[No.54]

(ケ) 臨床遺伝外来における遺伝相談・カウンセリングを継続して推進する。[No.55]

(2) 臨床教育に関する目標を達成するための措置

(ア) 初期臨床研修医の支援体制の充実継続して取り組む。[No.56]

(イ) 初期臨床研修医の研修環境の改善に向け継続して取り組む。[No.57]

(ウ) 理学療法士・作業療法士を対象とした新たな研修制度を開始する。[No.58]

(エ) 看護職員や看護学生を対象とした新たなキャリア形成支援を推進する。[No.59]

(3) 運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

(ア) 社会保険審査委員会等を開催し、院内で診療報酬改定や査定状況の情報を共有することで、診療報酬請求事務の充実・強化に努める。[No.60]

(イ) 経費の効率的な執行に取り組む。[No.61]

(ウ) 効率的・効果的な医薬材料費の執行に向けて、価格交渉の実施、登録医療材料の標準化及び切替、後発医薬品の利用拡大等に取り組む。[No.62]

(エ) 院内物流管理システム（SPD）の活用により、医療材料・医薬品の在庫の適正管理、患者別や部署別消費実績等の把握を行うとともに、部署別収支状況等の把握に必要なデータの収集を図り、活用方策を検討し、病院経営の改善に向けた課題を整理する。[No.63]

4 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置

(ア) 道、関係機関等と連携し、緊急的な医師派遣要請や地域医療機関からの診療支援要請に円滑に対応する。[No.64]

(イ) 地域の中核病院への指導医派遣事業に基づく派遣要請に対応する。[No.65]

(ウ) 特別推薦卒卒業医師に対する初期臨床研修等の受入れ環境の整備等の支援に取り組む。[No.66]

(エ) 助産師の派遣を継続するとともに、専門看護師、認定看護師による地域での出前講座や、地域からの受入れによる院内研修を継続実施する。[No.67]

(オ) 道からの依頼による地域医療機関への薬剤師の派遣や薬剤師を含む医療チームの研修の支援を継続実施する。[No.68]

(カ) ハイブリッド手術室の活用により、迅速かつ的確な救急医療の充実を図る。[No.69]

(キ) DMA T登録者数の増加に向けて取り組む。[No.70]

(ク) 原子力災害時の対応力を高めるため、道の二次被ばく指定医療機関として、道が主催する北海道原子力防災訓練に参加する。[No.71]

- (ケ) 道が主催する北海道DMAT実働訓練に参加するとともに、災害訓練を実施する。
[No.72]
- (コ) がん、肝疾患、リハビリテーション、エイズ等の専門医療について地域支援を図るため、研修会の開催や講師派遣等の支援に取り組む。[No.73]
- (サ) 地域中核病院との診療連携により専門医療技術提供の推進を図る。[No.74]
- (シ) 産科周産期・循環器に係る医師の地域医療機関への継続的な派遣・常駐化に向けた取組を進める。[No.75]
- (ス) がん、肝疾患、エイズ等の特殊性を踏まえた相談支援を行うため、各種研修会等への参加により相談員の専門性の向上を図るとともに、相談員の院内医療チーム（外来化学療法チーム等）への継続した参画を行い、情報の共有や院内の連携強化を図る。また、がん患者の多様なニーズに応えるため看護師によるがん相談を実施する。
[No.76]
- (セ) 大学寄附講座（アイン・ニトリ緩和医療学推進講座）と協働し「がん相談サロン」を実施するとともに、「肝臓サロン」等を実施し、患者・家族への支援の充実を図る。
[No.77]
- (ソ) 地域医療連携部門を拡充・強化し、入院患者の退院に関する支援を充実させるとともに、道内の医療機関との診療連携体制の強化を図る。[No.78]
- (タ) 道、市町村等の地域医療に関する政策立案等の審議会委員への就任に協力する。
[No.79]
- (チ) 市町村等で実施する健康づくりのための活動に対する講師派遣等の依頼に協力する。
[No.80]
- (ツ) 特色ある公開講座、各種セミナー及び地域での公開講座等、道民に対する様々な学習の場を提供する。[No.81]
- (テ) 公開講座や大学の諸活動について、各種メディアや広報媒体を利用して積極的な情報発信を行い道民への情報提供を一層強化する。[No.82]
- (ト) 研究成果のプレスリリースの活用を学内に周知するとともに、ウェブサイトへの掲載やマスメディアに対する情報提供を積極的に行い、本学の教育研究活動に関する情報発信を強化する。[No.83]

(2) 産学・地域連携に関する目標を達成するための措置

- (ア) 各種展示会への出展等を通じた研究シーズの情報発信を継続するとともに、情報発信手法の課題解決に向けた方法を検討し、方向性を示す。[No.84]
- (イ) 民間企業や異業種研究機関との連携強化を継続するとともに、連携強化の手法の課題解決に向けた方法を検討し、方向性を示す。[No.85]
- (ウ) 附属産学・地域連携センターの機能の検証を継続して行うとともに、他大学の調査結果に基づき課題を整理する。[No.86]

(3) 国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置

- (ア) 韓国カトリック大学について、交流協定内容を検討の上、協定更新に向けた取組を実施する。[No.87]
- (イ) 協定締結大学との学術交流及び学生交流事業を実施する。[No.88]
- (ウ) アルバータ大学におけるプログラムを活用し、学生に対する語学研修派遣を実施する。[No.89]
- (エ) 札幌医科大学短期留学助成事業により、教員以外の研究者の海外短期研修に対する支援を実施する。[No.90]
- (オ) 海外からの医療従事者の受入により医療技術指導の支援に取り組む。[No.91]
- (カ) 橋渡し研究として進行中のがんワクチンに係る治験を継続して実施する。[No.92]
- (キ) 橋渡し研究として進行中の脳梗塞及び脊髄損傷再生医療に係る治験を継続して実施する。[No.93]

第2 業務運営改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営に関する目標を達成するための措置

- (ア) 役員会、経営審議会、教育研究評議会を効果的・機動的に運営し、迅速で的確な意思決定を行う。[No.94]
- (イ) 役員等のマネジメントを補完する役員会懇談会を定期的を開催する。[No.95]
- (ウ) 職員に対する倫理研修等を継続して実施する。[No.96]

(エ) 各種研修の機会等を通じて、職員が遵守すべきルールやモラル等についてとりまとめた冊子を活用し、職員の法令遵守への意識向上を図る。[No.97]

2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置

(ア) 教員の任期制及び業績評価制度を適正に運用する。[No.98]

(イ) 多様な採用手法のあり方を適宜検討の上、事務職員の採用を計画的に進める。
[No.99]

(ウ) 事務職員の研修メニューの多様化、充実化を図るとともに、継続的なSD活動を実施する。[No.100]

(エ) 組織機構改正を通じて、社会環境の変化に対応した体制を検討するとともに、効率化の視点等から業務全般について点検を行い、簡素で効率的な執行体制の構築に取り組む。[No.101]

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務に関する基本的な目標を達成するための措置

診療収入等自己収入の確保に努めるとともに、既存事業の見直し、再構築、重点化等による予算編成や執行により、運営費交付金（特殊要因等に伴うものを除く）の縮減に取り組む。[No.102]

2 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(ア) 科学研究費補助金の獲得を支援するための研究者向け学内説明会を継続して開催するとともに、開催内容の課題解決に向けた方法を検討し、方向性を示す。[No.103]

(イ) 研究成果を企業等に活用してもらうために、シーズマップ等の整備による研究シーズの情報発信を継続するとともに、発信手法の課題解決に向けた方法を検討し、方向性を示す。[No.104]

(ウ) 授業料等学納金の収入未済額の把握及び適時・適切な督促等による収入確保対策を実施するとともに、財産貸付料収入等の確保に努める。[No.105]

3 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置

(ア) 定型的・機械的業務の外部委託化等を継続して推進し、経費の抑制を図る。

[No.106]

(イ) 学内研修会や各種通知等により職員・所属のコスト意識の啓発を図るとともに、更に省エネルギーに関する取組を通じて経費の抑制に取り組む。また、財務会計システムを活用し、月次財務状況表の作成を行いながら、管理的経費等の適切な執行管理に取り組む。[No.107]

(ウ) 施設整備の進捗状況等を把握し、保守点検等委託業務の委託内容の見直しを行う。

[No.108]

4 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

対象とする土地・建物の点検を実施し、実施結果に伴う課題整理をする。[No.109]

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(ア) 大学基準協会の認証評価結果における助言事項への改善状況を取りまとめ、7月までに大学基準協会へ改善報告を行う。[No.110]

(イ) 業務実績について、地方独立行政法人評価委員会の評価を受け、評価結果をホームページにより公表するとともに、評価結果に基づく改善に取り組む。[No.111]

(ウ) 平成28年度に予定している認証評価に対する自己点検・評価実施のための体制整備について検討し、課題を整理する。[No.112]

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(ア) 道民に開かれた大学として、各分野の諸活動について、大学ホームページにより積極的に情報発信する。[No.113]

(イ) 民間企業との連携による積極的な情報発信を行う。[No.114]

(ウ) 平成27年度の大学開学65周年に向けて、本学ホームページ大学開学65周年特設サイト開設の準備を行う。[No.115]

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

(ア) 医学部定員増に向けて検討し、施設等の課題を整理する。[No.116]

(イ) 施設整備後の大学運営・病院経営に関する運営体制のあり方を検討し、課題を整理する。[No.117]

(ウ) 長期保全計画に基づき、臨床教育研究棟、基礎医学研究棟や附属病院棟等において外壁改修や、受変電盤・空調機器等の設備改修を実施し、適切な施設管理を行う。
[No.118]

2 安全管理その他の業務運営に関する目標を達成するための措置

(ア) 本学の危機管理マニュアルを作成する。[No.119]

(イ) 危機管理をはじめとするリスク管理研修を実施する。[No.120]

(ウ) 情報セキュリティに関する知識を周知啓発するため、学生に対して講義を実施するとともに、学生と職員にパンフレット等を配付する。[No.121]

(エ) 職員等に対するメーリングリストによる情報セキュリティに関する通知及びセキュリティ講習会を実施する。[No.122]

(オ) 平成26年度更新予定の情報ネットワーク基幹システムの更新を実施する。
[No.123]

(カ) ESCO事業を継続し、省エネルギーに関する取組を推進する。[No.124]

(キ) 学内全体に省エネルギーの意識啓発を図るとともに、ホームページで省エネ情報を公表する。[No.125]

(ク) 大学校舎等の施設整備の各種設計時に省エネルギー対策を実施する。[No.126]

第6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

15億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

全学的観点に立ち、教育・研究・診療の質の向上、社会貢献及び組織運営の改善に充てる。

第10 その他

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
施設整備事業	581	施設整備補助金
医療機器整備費	520	長期借入金

2 人事に関する計画

第2の2「組織及び業務等に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

次の業務の財源に充てる。

- ・大学（附属病院含む。）に係る施設設備整備事業
- ・その他、教育・研究・診療・社会貢献に係る業務及びその附帯業務

(別紙)

平成26年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	6,521
施設整備費補助金	581
自己収入	24,429
授業料及び入学検定料収入	870
附属病院収入	22,731
雑収入	828
受託研究等収入及び寄附金収入等	1,080
長期借入金収入	520
目的積立金取崩	0
計	33,131
支出	
業務費	30,653
教育研究経費	1,729
診療経費	12,295
人件費	16,102
一般管理費	527
施設整備費	1,101
受託研究等経費及び寄附金事業費等	847
長期借入金償還金	530
計	33,131

平成26年度収支計画（損益）

（単位：百万円）

区分	金額
経常費用	32,292
業務費	29,968
教育研究経費	1,993
診療経費	11,575
受託研究費等	298
役員人件費	94
教員人件費	4,568
職員人件費	11,440
一般管理経費	527
財務費用	10
減価償却費	1,787
経常収益	32,292
運営費交付金収益	6,488
授業料収益	767
入学金収益	87
検定料収益	16
附属病院収益	22,731
受託研究等収益	348
寄附金収益	718
雑益	806
資産見返運営費交付金等戻入	58
資産見返寄附金戻入	80
資産見返補助金等戻入	160
資産見返物品受贈額戻入	33
経常利益	0
臨時損失	—
臨時利益	—
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

平成26年度資金計画（キャッシュフロー）

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	33,131
業務活動による支出	31,378
投資活動による支出	1,223
財務活動による支出	530
資金収入	33,131
業務活動による収入	32,030
運営費交付金による収入	6,521
授業料及び入学金検定料による収入	870
附属病院収入	22,731
受託収入	326
寄附金収入	754
その他収入	828
投資活動による収入	581
施設費による収入	581
財務活動による収入	520

用語説明

[1 ページ]

【初期臨床研修】

平成16年度から義務化された医師免許取得後2年間の研修制度。札幌医科大学附属病院臨床研修センターでは、附属病院と協力型研修病院をそれぞれ1年研修するコースと、2年とも附属病院で研修するコースを設定。

【後期臨床研修】

専門分野の医療技術・知識修得の目的で行われる初期臨床研修修了医師を対象とした研修。

[3 ページ]

【T A】

「Teaching Assistant」の略で、大学院学生に対し、教育的配慮の下、学部学生に対する助言や、実験、実習、演習などの教育補助業務を行わせることにより、大学教育の充実と大学院学生への教育トレーニングの機会を提供する。

【R A】

「Research Assistant」の略で、大学院学生に対し、研究活動に必要な補助業務を行わせることにより、大学における研究の円滑な実施と大学院学生への研究のトレーニングの機会を提供する。

【F Dセミナー】

「F D」は、「Faculty Development (ファカルティ・ディベロップメント)」の略。教員が、より質の高い教育を学生に提供できるよう、授業内容や教育能力の向上を目的として行うセミナー。

[4 ページ]

【細胞株】

生体から単離した細胞や、遺伝子などに何らかの手を加えた細胞が、一定の性質を保ったまま、長期間にわたって安定的に増殖・培養できる状態になったもの。

[5 ページ]

【ハイブリッド手術室】

血管などを鮮明に映し出す高性能な血管撮影装置を手術室内に設置した手術室。近年、血管外科および脳神経外科でさかんに行われるようになってきている血管内手術を、これまで以上に安全で効率よく行える体制を整えられる。

[6 ページ]

【後発医薬品】

先発医薬品の特許が切れた後、厚生労働大臣の承認のもとに新たに他社から製造販売される同じ有効成分で効能・効果の等しい医療用の医薬品。先発医薬品よりも安価であることが特徴。日本よりも後発医薬品の普及率が高い欧米では、医師が薬を処方する際、薬の商品名ではなく、一般名 (generic name) で記載するケースが多いため、後発医薬品のことを「ジェネリック医薬品」と呼び、世界共通の呼称となっている。

【D M A T】

D M A T (Disaster Medical Assistance Team) は、災害の発生直後の急性期 (概ね48時間以内) に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

【二次被ばく指定医療機関】

二次被ばく指定医療機関は、初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を行う機関である。

[8 ページ]

【研究シーズ】

科学技術研究の種 (Seeds)。将来花開き実を結ぶ可能性の高い研究。

【橋渡し研究】

トランスレーショナル・リサーチともいう。研究者・医師の主導のもと、基礎研究で得られた成果を実用化につなげる研究のこと。文部科学省の橋渡し研究支援推進プログラムのもと、本学、北海道大学、旭川医科大学により「北海道臨床開発機構」が設立され、安全性の評価、試験物製造の援助、適切な臨床計画立案の指導などの支援体制の整備を進めている。

[9 ページ]

【SD活動】

「SD」は、「Staff Development (スタッフ・ディベロップメント)」の略。
事務局職員の管理運営や教育・研究支援等における能力・資質向上のための組織的な
取組の総称。具体的な例としては、新規採用職員研修や各種の専門研修など。

[10 ページ]

【認証評価】

学校教育法により、大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間(7
年)ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けなければならない外部
評価制度。

[11 ページ]

【ESCO (エスコ) 事業】

「Energy Service Company」の略で、省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧
客にエネルギーサービスを包括的に提供する事業。